

SNSの広告を見て「初回限定300円、2回目からは割引価格5千円」のダイエットサプリを注文した。定期購入だが、いつでも解約できると思い、気軽に申し込んだ。

1回目が届いた後、解約しようと思い連絡したら、「規約に従い単品購入価格の1万5千円を支払えば2回目からの解約に応じる」と言われた。



消費者庁のイラストを加工

## 通信販売の定期購入 **トラブル!**



### ここが重要ベニ!!

- インターネット通販において、初回格安の定期購入商品で解約トラブルが多く、「解約に様々な条件があり、高額な料金を支払わないと解約できない」「解約可能期間に事業者と連絡が取れない」等の相談が寄せられています。
- 通信販売は、クーリング・オフ制度はなく、事業者が広告に表示する返品や解約の条件に従うこととなります。「規約」に従うのが基本です。申し込んだ人は、「規約に同意した」とみなされます。
- 注文申し込みを確定する前に、定期購入か単品購入か、解約・返品条件はどうなっているかを、必ず確認しましょう。
- 一方的に受取拒否や返品、支払いを放棄しても解約になりません。事業者との合意が必要です。
- 困ったときは、ひとりで悩まずに消費生活センターへご相談ください。

**山形市消費生活センター**

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

**023-647-2211**

いやや

又は 消費者ホットライン **188**